

所得税関係

退職所得控除額の計算における 勤続期間等の重複排除の特例の対象

1 はじめに

退職手当等と確定拠出年金(DC)の老齢一時金を短期間に複数回受け取る場合、退職所得控除が勤続期間等の重複利用できるケースがあり、税負担における不公平感が指摘されてきた。

令和7年度税制改正では、退職手当等の支給形態の多様化や雇用の流動化などからの短期間での重複受給による有利な税負担を是正し、より公平な課税を実現する見直しがされた。

2 退職所得控除

原則として、勤続年数に応じ、以下のように計算される(所法30③)。

勤続年数20年以下 …

40万円×勤続年数

勤続年数20年超 …

800万円+70万円×
(勤続年数-20年)

3 退職所得控除額の計算 特例

- (1) その年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合(②及び③に掲げる場合に該当する場合を除く。)その年の前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等(所令70①二)。
- (2) その年の前年以前4年以内に確定拠出年金(老齢一時金)(令和8年1月1日以後に支

払を受けたものについては、その年の前年以前9年内とされる。上記(1)を除く。)の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合(令和7年改正所令70①二)

- (3) その年の前年以前19年以内に退職手当等(上記(2)を除く。)の支払を受け、かつ、その年に確定拠出年金(老齢一時金)に掲げる一時金の支払を受けた場合(所令70①二)。

4 退職所得控除額の調整 計算

- (1) 前の退職手当等の収入金額が前の退職手当に係る退職所得控除額に満たない場合

前の退職手当等の支払金額の計算の基礎となった勤続期間等のうち、前の退職手当等に係る就職の日又は組合員等であつた期間の初日から次に掲げる場合の区分に応じた数(1に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数)に相当する年数を経過した日の前日までの期間を前の勤続期間等とみなして、上記の退職所得控除相当額を計算する(所令70②)。

- (2) 上記(1)以外の場合

次の①に掲げる金額から次の②に掲げる金額を控除した金額がその年の退職所得控除額となる(所令70①二)。

- ① その年に支給される退職

手当等の勤続年数に基づき上記2の算式により算出した金額

- ② 上記の重複している部分の期間を勤続年数とみなして上記2の算式により算出した金額

5 退職所得の源泉徴収票

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受けるすべての居住者(現行：法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出することとなる。すべての居住者は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用される(令和7年改正所規94)。

6 おわりに

退職金は、功労報奨的な意味合いを持つ一時金であるとともに、退職後の生活資金となる重要なものである。確定拠出年金は、老後の貯蓄促進とともに掛金による節税効果も望めるため、多くの方が加入している。そのため、実務処理上は、調整規定の適用漏れが生じないようにしっかり管理する必要がある。

右山研究グループ
税理士 浦口 弘